

名誉会員規定

第一条 名誉会員の推薦基準

- 1) 満 65 歳以上で、本学会の会員および役員でない者
- 2) 本学会の理事長を務めたことがある者
- 3) 本学会の学術大会の会長を務めたことがある者
- 4) 本学会で 2) または 3) と同等以上の功績があった者

以上、1) +2)、1) +3)、1) +4) の条件を満たす者を対象基準とする。

第二条 名誉会員の待遇

- 1) 名誉会員認定証を贈呈する。
- 2) 学会誌およびホームページ上に掲載する。
- 3) 会費、開催行事の参加費等が免除される。

付則

1. この規定は、平成 29 年 7 月 23 日より施行する。